

平成30年度人権施策
並びに予算に関する要望書

平成29年7月

大 阪 府
大 阪 府 市 長 会
大 阪 府 町 村 長 会

平成29年7月26日

平成30年度人権施策並びに予算に関する要望書

大阪府知事 松井一郎

大阪府市長会会長 阪口伸六

大阪府町村長会会長 松本昌親

大阪府及び府内市町村の様々な人権問題解決のための施策の推進に、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府及び府内市町村におきましては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、人権意識の高揚を図るための施策、人権擁護に資する施策を推進しています。

しかしながら、障がい者や外国人への就労等の差別、子どもへの虐待やいじめ、女性への暴力などの人権侵害に加えて、戸籍謄本等の不正取得、インターネット上での人権侵害事象や在日外国人に対するヘイトスピーチ、不動産取引に関連して部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたという差別調査事象が引き続き発生するなど、人権を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

今後とも、大阪府及び府内市町村は連携しながら更なる人権施策の充実を図ってまいります。人権問題の早期かつ根本的な解決のためには、国における施策の充実や必要な財源の確保などが不可欠です。

ついては、本要望書に記載の要望内容について適切な措置を講じられるようお願い申し上げます。

目 次

内 閣 府	1
総 務 省	2
法 務 省	3
財 務 省	6
文 部 科 学 省	7
厚 生 労 働 省	8
経 済 産 業 省	11
国 土 交 通 省	12
警 察 庁	14

内 閣 府

1 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置の促進について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されたところですが、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者のもっとも身近な相談窓口として、適切な支援を行えるよう市町村での支援センターの早期設置を促進する必要があります。

市町村支援センターを早期設置できるよう、市町村に対して専門職員の配置に向けた支援や必要な財政措置を講じるとともに、設置促進のための法整備をしてください。

2 子どもの貧困対策の推進について

国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」とともに、平成27年度に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定し、ひとり親家庭の自立の応援や児童虐待防止対策の強化を図っているところですが、子どもの貧困対策の推進にあたっては、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の総合的取組が重要です。貧困の連鎖を断ち切るためにも、地域の実情に即したきめ細かい支援策の実効性を高めるための財源である「地域子供の未来応援交付金」の予算の恒久化、交付対象の拡大など、施策の充実のために必要な財政措置を講じてください。

総 務 省

1 インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、外国人や障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載などの差別行為が多数発生しています。

このような差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、現行法等では有効な手段をとれない状況を踏まえ、法的措置等を含め、実効性のある対策を早急に講じてください。

2 本人通知制度等による住民票の写し等の不正請求の防止対策について

住民票の写し等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正住民基本台帳法が施行されました。しかし、平成23年11月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の住民票の写し等の不正請求が明らかになっています。

また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して住民票の写し等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しており、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組の強化が求められています。

愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、住民票の写し等の交付事実を被交付請求者へ通知する「本人通知制度」が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

こうしたことから、大阪府内では、不正請求を防止するため、本人通知制度（事前登録制）がすべての市町村で導入されましたが、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求される恐れがあります。このため、統一的な実施ができるよう、本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入され、抑止効果を高めることが必要です。

つきましては、正当な理由をもって住民票の写し等の交付を受ける者への影響を調べるために、特定事務受任者（8士業）の団体へのヒアリングを行うなど、本人通知制度の法制化についての検討を進めてください。

また、特定事務受任者の「職務上請求書」の適正使用など住民票の写し等の厳正な取扱い及び人権尊重の観点からその厳正な取扱いの重要性について、貴省が監督する団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

法 務 省

1 人権教育・啓発に関する施策の推進及び人権啓発活動地方委託事業の執行要件の見直し等について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、着実かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてください。その際には、内閣府、文部科学省等とも連携し、具体的な差別事象を踏まえた実効性のあるものとなるようにしてください。

また、人権教育・啓発に関する事業の実施に支障が出ないよう、地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実を図るとともに、国庫委託費の執行自由度を高めるための措置を講じてください。

2 人権救済等に関する法制度の確立について

児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子どものいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

また、平成28年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。

このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。

3 本人通知制度等による戸籍謄本等の不正請求の防止対策について

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、平成20年5月に改正戸籍法が施行されました。しかし、平成23年11月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。

また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しており、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組の強化が求められています。

愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、戸籍謄本等の交付事実を被交付請求者へ通知する「本人通知制度」が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

こうしたことから、大阪府内では、不正請求を防止するため、本人通知制度（事前登録制）がすべての市町村で導入されましたが、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求される恐れがあります。このため、統一的な実施ができるよう、本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入され、抑止効果を高めることが必要です。

つきましては、正当な理由をもって戸籍謄本等の交付を受ける者への影響を調べるために、特定

事務受任者（8士業）の団体へのヒアリングを行うなど、本人通知制度の法制化についての検討を進めてください。

また、特定事務受任者の「職務上請求書」の適正使用など戸籍謄本等の厳正な取扱い及び人権尊重の観点からその厳正な取扱いの重要性について、貴省が監督する団体に対し、なお一層の周知徹底を図られるとともに、不正使用の再発防止に向けて、職務上請求時に疎明資料を添付させることや「職務上請求書」の様式を統一するなど、関係省庁と連携し、偽造防止策について必要な措置を講じるよう働きかけてください。

4 インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、外国人や障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載などの差別行為が多数発生しています。

このような差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、現行法等では有効な手段をとれない状況を踏まえ、法的措置等を含め、実効性のある対策を早急に講じてください。

5 土地に関する差別調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内での調査報告等を行った場合に限られ、限界があることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体に対し、教育啓発をより一層強化するなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

6 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について

(1) 平成31年度からの特別永住者証明書及び在留カードの更新通知については、旧外国人登録証明書と同様に特別永住者及び永住者に対して個別に行うなど、本人が不利益を被ることのないように万全を期してください。

(2) 我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在留管理のあり方の検討を早急に進めてください。

7 ヘイトスピーチに対する取組の充実強化について

昨年成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の趣旨を踏まえ、国において、法に基づく国の責務を踏まえた対策を講じるとともに、地方公共団体における取組に必要な財政措置等を講じてください。

8 「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策(相談体制の充実、教育・啓発、部落差別の実態に係る調査)の内容を早急に示すとともに、地方公共団体が施策を実施するために必要な財政措置を講じてください。

9 性的マイノリティの人権問題に関する施策の充実について

LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権問題に関して、大阪府では、本年3月に理解増進に向けた取組方針を定め、全庁的な取組を進めています。また、府内市町村においても様々な取組を行っています。国においても教育・啓発や相談をはじめ、当事者の抱える課題に対応するための取組を一層進められるとともに、地方公共団体が施策を実施するために必要な財政措置を講じてください。

財 務 省

1 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。

特に本事件では、逮捕された法務事務所経営者の顧問税理士の関与も明らかになっております。

また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

文 部 科 学 省

1 様々な人権問題の解決に向けた教育施策の充実について

(1) 大学においては、様々な人権問題の解決に向けた人権教育に係る講座、科目を設置し、積極的に実施するよう指導するとともに、特に教員養成機関においては必修としてください。

具体的には、大学の教職課程上の「教職に関する科目」に「人権教育の方法及び技術に関連する内容」を位置付け、当該内容の講座開設を大学の任意の判断ではなく、国として必修化してください。

(2) 人権教育を担う人材の養成のための高等教育機関の設置について

人権教育を体系的・計画的に推進していくためには、様々なレベルの指導者の養成が必要となりますが、とりわけ、人権研修・啓発のプランナーやそれらを養成する指導者、専門的な研究を行う指導者の養成機関として、夜間大学院（大学院大学）など、社会人の再教育も視野に入れた高等教育機関の設置に向けて、有効な取組が進められるよう適切な措置をお願いします。

また、高等教育機関において専門的・分野横断的で学術的・実践的な人権教育に係る研究等が可能となるよう、積極的に取り組んでください。

2 大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大学卒業生等の採用応募・選考時における就職差別につながる問題事象について、解消に向けた具体的な取組が行われるよう、全国の大学等に対して強く要請してください。

また、公正な採用選考について大学卒業生等自身が認識できるよう就職を希望する学生に対しての啓発（よくある問題事象の事例・公正採用の考え方・解決に向けた手法・相談窓口としてのハローワークの案内など）について、すべての大学卒業生等が知ることができるよう、厚生労働省と連携して資料を作成し、配布するなど、十分な周知ができる取組を実施してください。

併せて、各大学が管理する「学生向けのポータルサイト」でも公正な採用選考について大学卒業生等へ周知ができるよう、統一的な広報文を作成するとともに全大学に対して掲載を行うよう、厚生労働省と連携し、要請してください。

さらに、大学卒業生等が問題事象に巻き込まれた場合には、厚生労働省と連携し、個別の大学等に対する側面援助・啓発を行うなど、今後の問題発生を抑制するための取組を講じてください。

厚生労働省

1 日常生活自立支援事業における財政措置の充実等について

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう財政措置を充実してください。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示してください。

2 隣保館における財政措置等の充実について

隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権尊重の「コミュニティづくり」を進める拠点として、人権課題解決のための各種事業を市町の実情に沿って今後とも総合的に実施できるよう財政措置及び隣保館が地域に開かれたコミュニティセンターとして各種の相談事業等を実施するにあたり、各市町が地域の実情に即した対応を行うための体制整備や運営方式（指定管理者制度、館長兼務も含め）を柔軟に選択できる制度見直しを講じてください。

また、地方改善施設整備事業についても、特に耐震化やバリアフリー化が喫緊の課題であることから、十分な財政措置を講じてください。

3 生活福祉資金貸付制度における福祉資金技能習得費の対象経費の拡充について

生活保護世帯については、大学等在学中の生活資金も生活福祉資金更生資金（技能習得費）貸付制度において貸付できるよう特段の配慮をしてください。

4 ひとり親家庭等の自立支援策の充実について

ひとり親家庭等の自立を支援するため、今後展開されるひとり親家庭等対策については、その生活実態を踏まえた、真に実効性ある施策を講じる必要があります。市及び福祉事務所設置町におけるひとり親家庭等福祉施策の取組が地域隔差を生じることなく推進されるよう、事業実施に必要な財源を十分確保し、現況以上に地方へ負担を求めることのないよう配慮してください。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、事業者への積極的な働きかけや必要な財政措置を講じてください。

5 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく施策の実施について

ハンセン病回復者が、地域社会から孤立することなく、良好でかつ平穏な生活を営むことができるよう、①ハンセン病問題に関する啓発、②ハンセン病療養所入所者の社会復帰及び療養所退所者に対する社会生活支援の充実に向けて国自ら取り組むとともに、これらの事業を実施する地方公共団体に対し、継続して充実した取組が実施できるよう必要な財政措置等を講じてください。

6 精神障がい者の運賃割引等について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第20条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者はほぼ対象外です。

障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

JRを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

7 大学卒業生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大学卒業生等の採用応募・選考時の面接において、「家族に関すること」や「健康状況」等に関する質問など就職差別につながるような問題事象が依然として報告されています。

公正な採用選考を推進する観点から、企業等に対する啓発を強化してください。

また、公正な採用選考について大学卒業生等自身が認識できるよう就職を希望する大学卒業生等に対しての啓発（よくある問題事象の事例・公正採用の考え方・解決に向けた手法・相談窓口としてのハローワークの案内など）を文部科学省と連携して資料を作成し、十分に周知してください。

併せて、各大学が管理する「学生向けのポータルサイト」でも公正な採用選考について大学卒業生等へ周知ができるよう、統一的な広報文を作成するとともに全大学に対して掲載を行うよう、文部科学省と連携し、要請してください。

大学卒業生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていますが、一部のナビサイト事業者が「面接でよくある質問」として「思想・信条に関する事項」のある質問と回答を掲載していることから、その事業者を利用する企業等が公正な採用選考に反する設問を設定する可能性もあります。全国的なナビサイト事業者に対して、公正な採用選考に反する設問の設定が行われることが無いよう、啓発を行うとともに、ナビサイト事業者自身が「サイトを利用する企業」と「サイトを利用する大学卒業生等」に対して「公正な採用選考の考え方」などをサイト内に掲載して周知するよう、厚生労働省から要請を行ってください。

雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO第111号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身または社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください。

8 就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築について

働く意欲は高いものの、就労にあたり様々な困難を抱えた就職困難者等に対する雇用・就労を身近な地域で支援するための体制整備について、市町村の実情に応じた強化・充実を図るため、予算措置等を含めた新たな措置を講じてください。

また、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援にあたっては、個人の状況に応じた多様な支援が必要であり、企業に対しても雇用環境整備等の支援の仕組みが必要となってくることから、就労支援機能の強化・体制整備等の必要な財政措置を講じてください。

9 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

経 済 産 業 省

1 インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、外国人や障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載などの差別行為が多数発生しています。

このような差別行為の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、現行法等では有効な手段をとれない状況を踏まえ、引き続き、事業者の自主的なルール作りや利用者の情報モラルの啓発支援等、インターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてください。

2 土地に関する差別調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内での調査報告等を行った場合に限られ、限界があることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体に対し、教育啓発をより一層強化するなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

3 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報や、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

国 土 交 通 省

1 土地に関する差別調査及び宅地建物取引の場における人権問題への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内での調査報告等を行った場合に限られ、限界があることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係省庁と連携して関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

さらに、宅地建物取引業者に対して、人権問題に関する指導・啓発を引き続き行ってください。

2 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成20年5月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成23年11月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成27年3月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

3 精神障がい者の運賃割引等について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。とりわけ、第20条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者はほぼ対象外です。

障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

JRを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

警 察 庁

1 インターネット上の人権侵害対策取組の強化について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、外国人や障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載などの差別行為が多数発生しています。

このような状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、プロバイダや、ポータルサイトを運営する多国籍企業等への対応依頼や関係機関等への情報提供など、インターネット・ホットラインセンターによる取組を推進してください。